

# 特別養護老人ホーム「彦岳の太陽」施設長 募集要項

(就任予定：令和6年4月1日)

令和5年11月

社会福祉法人 百徳会

当法人が運営する「特別養護老人ホーム 彦岳の太陽」において、現施設長が退任することに伴い、下記により施設長を広く公募いたします。

施設の利用者やそのご家族・職員・外部の方との関わりも密であることから、介護・福祉の現場での経験や資格の有無にかかわらず、会社等での組織マネジメントの経験を活かしたい方を始め、人と接することが好きでホスピタリティ精神の豊かな方の積極的なご応募をお待ちしております。

## 記

### 1 勤務場所 (施設名・所在地・事業サービス内容)

・地域密着型特別養護老人ホーム「彦岳の太陽」

入所系：特養 (ユニット 20 床、従来型 9 床)、ショートステイ (4 床)

通所系：デイサービス (定員 18)

・所在地：〒876-1101 大分県佐伯市大字狩生 418 番地 2 ☎ (0972) 27-8622

・開設年月日：平成 19 (2007) 年 12 月 22 日

・職員：34 名 (令和 5 年 11 月 1 日現在)

### 2 求める職、役割・業務内容

・職：施設長

・主な役割：施設全体のマネジメント (管理業務全般)、法人の運営 (理事会の対応等)

・具体的内容：施設の運営管理 (業務の実施状況の把握)

職員の管理 (人事・労務管理)

## 収支管理

サービスの質の管理（利用者・家族からの相談・苦情、サービスの見直し、人材育成を含む）

法人関係（理事会の対応等）

### 3 応募の資格

業界経験者はもちろん、別業種・別職種からの転職も大歓迎です。

次の(1)、(2)及び(3)の要件をすべて満たすこと。

(1) 年齢 65歳以下の者（令和6年4月1日現在）

(2) 特別養護老人ホーム施設長の資格要件（次の①～③のいずれか）を満たすこと。

① 社会福祉主事の要件を満たす者

② 社会福祉事業に2年以上従事した者

③ 上記①及び②のいずれにも該当しない場合には、施設長就任後、「社会福祉施設長資格認定講習」を受講していただきます。（受講料：当法人負担）

(注) ③については、施設長就任後の受講により資格要件が満たされます。したがって、

応募時点では未受講でも構いません。（応募資格に欠けることにはなりません。）

(3) 普通自動車運転免許

### 4 求める人材

介護・福祉の業務経験者、未経験者共に歓迎

(1) こんな方に合っています

・人と接することが好きな人 ・ホスピタリティ精神のある人 ・今までの経験を生かしたい人

(2)こんな経験が活かされます

- ・介護・福祉経験（職種不問）
- ・管理職・マネジメント経験（業界不問）

5 勤務条件（勤務形態、勤務時間、休日休暇など）

- ・常勤
- ・勤務時間 8:00～17:00（休憩時間 60 分）
- ・1年単位の変形労働時間制（年間休日日数 108 日。月 21.4 日勤務）

6 給与：当法人の給与規程による。

- ・基本給 300,000 円～

※ 採用時の基本給は、業務経験、保有資格等を考慮の上、決定する。

※ 2年次以降は、前年次の勤務の実績を踏まえて決定する。

- ・役職手当 70,000 円
- ・賞与 年2回  $((\text{基本給} + \text{役職手当}) \times 2.5)$
- ・通勤手当 規程による
- ・退職金 有

7 待遇・福利厚生

- ・健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険に加入
- ・住宅の確保については、相談に応じます。

8 選考方法、選考基準

(1) 選考方法

書類選考、小論文（400 字×2）、面接

## (2) 選考基準

就業意欲、人格・人間性、業務遂行の能力、健康状態について、総合的に評価し決定する。

## 9 応募の方法等

### (1) 提出書類の受付期間及び提出方法等

- ・受付期間 令和5年11月17日(金)から令和6年1月10日(水)まで
- ・提出方法 持参または郵送
- ・書類の提出先

社会福祉法人 百徳会 理事長 宛

地域密着型特別養護老人ホーム「彦岳の太陽」

〒876-1101 大分県佐伯市大字狩生 418 番地 2

### (2) 提出書類

- ・履歴書(用紙は市販のもので可)

※学歴は、高等学校以降とし職歴が書きとれない場合には、別に「職務履歴書」  
(様式任意)を添付

## 10 その他

- ・期限までに応募があった者について、追って面接試験(令和6年1月中実施予定)日時等を通知する。
- ・本件についての問い合わせ先

「彦岳の太陽」事務室 担当：井上、乙女 ☎(0972)27-8622